タ　K529－3　縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術
レ　K554－2　胸腔鏡下弁形成術
ソ　K555－3　胸腔鏡下弁置換術
ツ　K559－3　経皮的僧帽弁クリップ術
ネ　K561　ステントグラフト内挿術
1　血管損傷の場合
ナ　K594－2　肺静脈隔離術
ラ　K597　ペースメーカー移植術　3　リードレスペースメーカーの場合
ム　K602－2　経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）（1日につき）
ウ　K612　末梢動静脈瘻造設術　1　静脈転位を伴うもの
キ　K647－3　内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術
ノ　K664－3　薬剤投与用胃瘻造設術
オ　K665　胃瘻閉鎖術　2　内視鏡によるもの
ク　K668－2　バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
ヤ　K684－2　腹腔鏡下胆道閉鎖症手術
マ　K689－2　経皮経肝バルーン拡張術
ケ　K700－3　腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
フ　K730　小腸瘻閉鎖術　3　内視鏡によるもの
コ　K731　結腸瘻閉鎖術　3　内視鏡によるもの
エ　K735－5　腸管延長術
テ　K741－2　直腸瘤手術
ア　K743　痔核手術（脱肛を含む。）　5　根治手術（硬化療法（四段階注射法によるもの）を伴うもの）
サ　K777　腎（腎盂）腸瘻閉鎖術　1　内視鏡によるもの
キ　K792　尿管腸瘻閉鎖術　1　内視鏡によるもの
ヨ　K603－2　小児補助人工心臓（1日につき）
タ　K605－5　骨格筋由来細胞シート心表面移植術
レ　K674－2　腹腔鏡下総胆管拡張症手術
ソ　K677　胆管悪性腫瘍手術　1　膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うもの
ツ　K695－2　腹腔鏡下肝切除術（1部分切除及び2　外側区域切除を除く。）
ネ　K703－2　腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術
ナ　K715－2　腹腔鏡下腸重積症整復術
ラ　K726－2　腹腔鏡下人工肛門造設術
ム　K773－5　腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
ウ　K865－2　腹腔鏡下仙骨膣固定術
キ　M001－4　粒子線治療（1連につき）
ユ　K805－2　膀胱皮膚瘻造設術
メ　K805－3　導尿路造設術
ミ　K808　膀胱腸瘻閉鎖術　1　内視鏡によるもの
シ　K834－3　顕微鏡下精索静脈瘤手術
ヱ　K841－5　経尿道的前立腺核出術
ヒ　K858　膣腸瘻閉鎖術　1　内視鏡によるもの
モ　K909　流産手術　1　妊娠11週までの場合　イ　手動真空吸引法によるもの
セ　K924－2　自己クリオプレシピテート作製術（用手法）

二　別表一の薬剤の欄に掲げる薬剤（当該薬剤ごとに同表の番号の欄に掲げる番号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表19の診断群分類点数表の番号の欄に掲げる番号をいう。）に係るものに限る。）を投与される患者

（削る）

別表二を削り、別表一を次のように改める。

別表

薬剤	番号
トラスツズマブ　エムタンシン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第52条の規定により医薬品に添付する文書をいう。以下同じ。）において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成25年9月20日に、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（以下「旧薬事法」という。）第14条第1項（旧薬事法第19条の2第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3281及び3282
ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成26年7月4日に、旧薬事法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1805、2547、2548、2560、2561、2571、2574、2581、2584及び2682から2685まで